

概要(こども大綱より)

第3 施策の推進体制等

(1) 国における推進体制

(こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

こども大綱とこどもまんなか実行計画の関係

こども大綱

- ・こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもの
- ・おおむね5年後を目途に見直し
- ・閣議決定

具体化

こどもまんなか実行計画

- ・こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を取りまとめるもの
- ・毎年改定
- ・こども政策推進会議決定

※ こども未来戦略では、「こども大綱」の下で「加速化プラン」を含む具体的施策のPDCAを推進していく。」とされており、加速化プランに盛り込まれた施策を含めて、こどもまんなか実行計画によりPDCAを回していく。

内容(イメージ)

- ・大綱本文の項目ごとに、これに紐づく個別施策を示す。
- ・施策の進捗状況を検証するための指標を設定する。

こども家庭審議会における調査審議の進め方

調査審議の進め方

- ・調査審議は、「こども大綱の案の策定に向けた検討及び同大綱に基づく施策の実施状況の検証・評価」を所掌事務とする基本政策部会において実施し、こどもまんなか実行計画の策定に当たっての審議会としての意見を取りまとめる。
- ・各分科会・部会においては、状況に応じて所掌の範囲内で、こどもまんなか実行計画策定に向けた意見を基本政策部会に提出する。
- ・こども大綱に向けた答申の中間整理の際にいただいたこども・若者や子育て当事者等の意見の再整理や、「こども若者★いけんぷらす」の「いけんひろば」を活用した意見聴取により、こども・若者、子育て当事者等の意見を踏まえた調査審議を行う。

具体的なスケジュール

1月29日 こども家庭審議会総会

（各分科会・部会において基本政策部会に提出する意見を整理
こども・若者や子育て当事者等からの意見の再整理、「こども若者★いけんぷらす」の活用）

3月下旬頃 第11回基本政策部会：各分科会・部会の意見、こども・若者、子育て当事者等の意見

5月中旬頃 第12回基本政策部会：審議会意見の取りまとめ

6月頃 こども政策推進会議でこどもまんなか実行計画を決定
(こどもまんなか実行計画を関係府省庁の予算概算要求等に反映)

第10回こども家庭審議会基本政策部会(11月17日)議事録(抜粋)

○秋田部会長 最後に、こども大綱は、年内をめどに、総理を長とする閣僚会議であるこども政策推進会議において案が作成され、閣議決定をされることとなります。あわせて、こども政策推進会議で、こどもまんなか実行計画がこれから策定されることとなります。審議会会長として私のほうはこれから、毎年行われるこどもまんなか実行計画の改定、それから、おおむね5年後のこども大綱の見直しに当たっては、基本政策部会はもちろんでございますが、先ほどお話がございました各関係の分科会や部会でそれぞれの分野について議論を深めていただくことが非常に重要であると考えております。個々の具体的な施策のところは各分科会や部会に委ねられると考えております。この点を含め、今後の審議会での進め方については審議会総会において議論をすることにさせていただきたいと思っております。

第3回こども家庭審議会総会(11月22日)議事録(抜粋)

○秋田会長 こども大綱の推進に当たりましては、このこども家庭審議会が、こどもや若者の視点に立って、公平・透明性を確保しつつ、こども大綱の下で進められる施策の実施状況や評価等につきまして、分科会や部会において幅広く充実した調査審議を行い、当該施策や制度の改善等に関して、法令上の権限を適切に行使することが大変重要になっております。分科会、分科会長代理、部会長、部会長代理の皆様におかれましては、こども大綱で示される大きな方針の下で、それぞれの分野で具体的な施策が進んでいくよう、分科会・部会におきまして一層精力的に御審議いただきたいと考えているところでございます。

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。

こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。

地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、**全国的な普及啓発を推進**する。

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージに縦断的な重要事項

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等)

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテックの利活用に係る支援を行う。

国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等を進める。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携する。

乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。

第3 子ども施策に関する重要事項

1 ライフステージに縦断的な重要事項

(7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

(犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備)

子どもが一生に残る傷を負う事件や子どもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。

子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進する。子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。

チャイルド・デス・レビュー²⁴（CDR：Child Death Review）の体制整備に必要な検討を進める。

24 こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたもの。

第3 こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。

出産費用（正常分娩）の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進など出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。

周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する。

産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制を構築する。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度化の検討を進め、着実に実施する。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング等を推進する。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。

先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の拡充に向けた検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。

第3 こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(2) 学童期・思春期

(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図る。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図る。

こども・若者が、自らの発達段階に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアしたり、自らに合ったサポートが得られるよう、**教育委員会と保健部局が連携し**、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、**医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援**を進める。

不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたE B P M

(こども施策におけるE B P Mの浸透に向けた仕組み・体制の整備)

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく（E B P M：Evidence Based Policy Making）。その際、施策立案・実施の専門家である行政職員とデータ利活用等の専門家が協働・対話して進めていくこと、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進める。また、こども施策においては、何をアウトカムとするかが十分に定まっていなかったものが少なくなく、研究途上とも言えることから、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて検討していく。

大学・研究機関等の外部の専門家の登用・活用を進めるなど、こども施策の企画立案・実施を担う行政職員をE B P Mの観点から支援する体制を整備する。

こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、E B P Mに関する周知啓発や研修、情報提供、支援を進める。

行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進する。

新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける成育医療等に関するシンクタンク機能の充実を図る。

地方公共団体が行うこども施策におけるE B P Mに関する取組について、好事例の展開等を行う。